様式第七（附則第２条関係）　　（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の　所　在　地
名　　称
代　　表　　者　　役職・氏名　　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第８条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間
第２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
第３　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
第４　収益の見通し
第５　剰余金の処分の方針
第６　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲で記載事項の充実に努めること。

２．提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（農水産業協同組合に限る。以下同じ。）の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸し付け条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

５．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第８条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等（法第２条第２項に規定する株式等をいう。以下同じ。）又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

①　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容　等

②　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

６．収益の見通し

⑴　経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表１）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

⑵　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

７．剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表２）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

８．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

（別表１）（単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預(貯)金積金・譲渡性預(貯)金								
	うち債券								
	純資産の部合計								
	うち出資金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券評価差額金								
	うち自己優先出資、処分未済持分								
	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益				―	―	―	―	―
	うち貸出金収入				―	―	―	―	―
	役務取引等収益				―	―	―	―	―

損益		特定取引収益				―	―	―	―	―
		その他業務収益				―	―	―	―	―
		うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）				―	―	―	―	―
	業務費用									
		資金調達費用				―	―	―	―	―
		うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金利息				―	―	―	―	―
		役務取引等費用				―	―	―	―	―
		特定取引費用				―	―	―	―	―
		その他業務費用				―	―	―	―	―
		うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費）				―	―	―	―	―
		一般貸倒引当金繰入額								
		経費								
		うち人件費				―	―	―	―	―
		うち物件費				―	―	―	―	―
		うち機械化関連費用				―	―	―	―	―
	金銭の信託運用見合費用					―	―	―	―	―
	業務粗利益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費）									
	国債等債券関係損益					―	―	―	―	―
	コア業務純益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
		個別貸倒引当金繰入額				―	―	―	―	―
		貸出金償却				―	―	―	―	―
		その他の処理額				―	―	―	―	―
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期純利益					―	―	―	―	―
	法人税、住民税及び事業税					―	―	―	―	―

	法人税等調整額				―	―	―	―	―
	当期純利益								
経営指標（%）	資金運用利回				―	―	―	―	―
	貸出金利回				―	―	―	―	―
	資金調達原価率				―	―	―	―	―
	預(貯)金等利回（＝(預(貯)金利息＋譲渡性預(貯)金利息）／預(貯)金・譲渡性預(貯)金平均残高合計）				―	―	―	―	―
	資金調達経費率（＝経費／預(貯)金・譲渡性預(貯)金・債券平均残高合計）				―	―	―	―	―
	預(貯)貸率				―	―	―	―	―
	総資金利鞘（＝資金運用利回－資金調達原価率）				―	―	―	―	―
	預(貯)貸金利鞘（＝貸出金利回－預(貯)金等利回－資金調達経費率）				―	―	―	―	―
	当期利益ROE（＝当期純利益／純資産）				―	―	―	―	―
	当期利益ROA（＝当期純利益／総資産）				―	―	―	―	―
	コア業務純益ROE（＝コア業務純益／純資産）				―	―	―	―	―
	コア業務純益ROA（＝コア業務純益／総資産）				―	―	―	―	―
	業務粗利益経費率（＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）				―	―	―	―	―
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高								
	破産更生等債権額				―	―	―	―	―
	危険債権額				―	―	―	―	―
	要管理債権額				―	―	―	―	―
	正常債権額								
	総与信（＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）								
	不良債権比率（＝金融再生法開示債権残高／総与信）								

	リスク管理債権残高				―	―	―	―	―
	破綻先債権額				―	―	―	―	―
	（部分直接償却）				―	―	―	―	―
	延滞債権額				―	―	―	―	―
	３ヵ月以上延滞債権額				―	―	―	―	―
	貸出条件緩和債権額				―	―	―	―	―

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金								
	うち債券								
	純資産の部合計								
	うち出資（資本）金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券評価差額金								
	うち自己優先出資（株式）、処分未済持分								
	経常利益								
	経常収益								
	資金運用収益				―	―	―	―	―
	役務取引等収益				―	―	―	―	―
	特定取引収益				―	―	―	―	―
	その他業務収益				―	―	―	―	―
	その他経常収益				―	―	―	―	―
	経常費用								
	資金調達費用				―	―	―	―	―
	役務取引等費用				―	―	―	―	―
	特定取引費用				―	―	―	―	―
	その他業務費用				―	―	―	―	―
	営業経費				―	―	―	―	―

損益	その他経常費用										
	うち貸出金償却										
	うち貸倒引当金繰入額										
	うち一般貸倒引当金繰入額										
	うち個別貸倒引当金繰入額										
	特別利益										
	特別損失										
	法人税、住民税及び事業税					―	―	―	―	―	
	法人税等調整額					―	―	―	―	―	
	非支配株主に帰属する当期純利益					―	―	―	―	―	
	親会社株主に帰属する当期純利益										
経営指標（%）	当期利益ROE（＝親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）					―	―	―	―	―	
	当期利益ROA（＝親会社株主に帰属する当期純利益／総資産）					―	―	―	―	―	

（記載上の注意）

１　以下のそれぞれの法令に規定する項目を記載すること。

農林中央金庫～農林中央金庫法施行規則第111条第１項に規定する業務報告書

農業協同組合連合会～農業協同組合法施行規則第202条第２項に規定する業務報告書

漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会～水産業協同組合法施行規則第205条第２項に規定する業務報告書

２　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

３　過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間が３年を超える場合には３年とする。

４　事業年度末の計数を記載すること。

５　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金				―	―	―	―	―

優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				―	―	―	―	―
１口当たり配当金（普通出資）				―	―	―	―	―
１口当たり配当金（優先出資）				―	―	―	―	―
配当率（普通出資）				―	―	―	―	―
配当率（優先出資、公的資金分）				―	―	―	―	―
配当率（優先出資、民間調達分）				―	―	―	―	―
配当性向				―	―	―	―	―

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法附則第８第３項の規定により読み替えて適用される法第５条第１項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する震災特例金融機関等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。